

第52回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成30年 3月 9日 開会

伊方町議会

第52回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成30年 3月 9日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	3月9日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	5番 清家慎太郎
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 中田 信幸
町長提出議案の項目	報告第1号 町長の専決処分事項報告について 議案第5号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第6号 伊方町使用済核燃料税条例の一部を改正する条例制定について 議案第7号 伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第8号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第9号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第10号 伊方町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第11号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

	<p>介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 12 号 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 13 号 伊方町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 14 号 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について</p> <p>議案第 15 号 伊方町鳥津道路新設基金条例制定について</p> <p>議案第 16 号 平成 29 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）</p> <p>議案第 17 号 平成 29 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 18 号 平成 29 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 19 号 平成 29 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 20 号 平成 29 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 21 号 平成 29 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 22 号 平成 29 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 23 号 平成 29 年度小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 24 号 平成 29 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 25 号 平成 29 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 26 号 平成 29 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 27 号 平成 30 年度伊方町一般会計予算</p> <p>議案第 28 号 平成 30 年度伊方町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 29 号 平成 30 年度伊方町学校給食特別会計予算</p> <p>議案第 30 号 平成 30 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算</p> <p>議案第 31 号 平成 30 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算</p> <p>議案第 32 号 平成 30 年度伊方町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 33 号 平成 30 年度伊方町介護サービス特別会計予算</p> <p>議案第 34 号 平成 30 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 35 号 平成 30 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 36 号 平成 30 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算</p> <p>議案第 37 号 平成 30 年度伊方町風力発電事業特別会計予算</p> <p>議案第 38 号 平成 30 年度伊方町水道事業会計予算</p>
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし

その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	11 番 阿部 吉馬議員	14 番 中村 明和議員

伊方町議会第52回定例会議事日程（第1号）

平成30年3月9日（金）

午前10時00分 開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 町長の専決処分事項報告について（報告第1号）
- 〃 第 6 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
（議案第5号）
- 〃 第 7 伊方町使用済核燃料税条例の一部を改正する条例制定について
（議案第6号）
- 〃 第 8 伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
（議案第7号）
- 〃 第 9 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（議案第8号）
- 〃 第10 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第9号）
- 〃 第11 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第10号）
- 〃 第12 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（議案第11号）

- 日 程 第 1 3 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について (議案第 12 号)
- 〃 第 1 4 伊方町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について (議案第 13 号)
- 〃 第 1 5 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について (議案第 14 号)
- 〃 第 1 6 伊方町鳥津道路新設基金条例制定について (議案第 15 号)
- 〃 第 1 7 平成 2 9 年度伊方町一般会計補正予算 (第 5 号) (議案第 16 号)
- 〃 第 1 8 平成 2 9 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 17 号)
- 〃 第 1 9 平成 2 9 年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 18 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 9 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 19 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 9 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 20 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 9 年度伊方町介護サービス特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 21 号)
- 〃 第 2 3 平成 2 9 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 22 号)
- 〃 第 2 4 平成 2 9 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 23 号)
- 〃 第 2 5 平成 2 9 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 24 号)
- 〃 第 2 6 平成 2 9 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 25 号)
- 〃 第 2 7 平成 2 9 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (議案第 26 号)
- 〃 第 2 8 平成 3 0 年度伊方町一般会計予算 (議案第 27 号)
- 〃 第 2 9 平成 3 0 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 28 号)

- 日 程 第 3 0 平成 3 0 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 29 号)
- 〃 第 3 1 平成 3 0 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 30 号)
- 〃 第 3 2 平成 3 0 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 31 号)
- 〃 第 3 3 平成 3 0 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 32 号)
- 〃 第 3 4 平成 3 0 年度伊方町介護サービス特別会計予算 (議案第 33 号)
- 〃 第 3 5 平成 3 0 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 34 号)
- 〃 第 3 6 平成 3 0 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 35 号)
- 〃 第 3 7 平成 3 0 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 36 号)
- 〃 第 3 8 平成 3 0 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 37 号)
- 〃 第 3 9 平成 3 0 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 38 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより伊方町議会第 52 回定例会を開会いたします。

欠席議員は、清家議員の 1 名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第 52 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会には、平成30年度の当初予算を提示させていただいておりますので、ご審議の程よろしくお願いを申し上げます。

今回提案をいたしております、平成 30 年度一般会計予算の総額は、82 億 4,689 万 9 千円でございます。前年度に比べ 2 億 2,063 万 8 千円、率にして 2.75%の増となっております。

今年度からは、例年補正予算で計上をしておりました事業につきまして、早期に事業実施が図れますように、一部の事業について当初予算に計上をいたしました。

これは、事業内示後に補正予算を計上する方法から、内示を受け次第、即事業対応が可能となるようにしたものでございます。

さて、来年度の一般会計予算に計上いたしました新たな取り組みの一端をご紹介をさせていただきます。議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、観光・ツーリズム・商工業の振興の分野では、昨年度から取り組んでおります。伊方町観光交流拠点施設「はなはな」の新たな整備計画を推進して行くための設計委託料を計上いたしました。

これは平成32年度の供用開始を目標として進めるものでございます。また、昨年度「佐田岬灯台100年記念事業」として、記念式典、記念イベントなどを行いましたが、佐田岬灯台公園駐車場から東側への展望台増設に伴います遊歩道の改良を行いまして、さらに佐田岬灯台公園の整備を行います。

さらに、佐田岬ワンダービューコンペティションにつきましても、現在作品の募集を行っておりますが、佐田岬を舞台とした動画コンテストの年末発表に向けた経費を計上いたしております。

次に、農業及び水産業の振興の分野につきましては、まず農業分野では、有害鳥獣捕獲対

策といたしまして、イノシシなどの防護柵設置につきましては国・県の補助事業以外に、短期間集中的に進める事業費を町単独事業として計上をいたしました。

また、柑橘産地維持のための繁忙期労働力確保対策としては、JAや地域が取り組むアルバイト事業支援につきましては、29年度の三崎地域の実施から、30年度には町内全域に範囲を広げ実施をいたします。

水産業の活性化といたしましては、三崎種苗センター施設改修が終了をいたしましたことから、アワビ資源回復検討委員会の開催やアワビ放流効果調査業務を実施をいたします。

さらに、佐田岬半島沿岸に豊富にある海藻の地域ごとの分布を調査し、今後の有効活用を図るために、海藻類分布調査を実施いたしまして、将来的に販売資源となるかの調査を行うなど、今後も新たな検討や事業の調査を進めまして水産業の振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、防災対策の分野でございますが、災害時に備え町内28か所の主要な個所への防災監視カメラ設置工事を実施いたします。

また、愛媛大学との連携事業といたしまして、津波被害が予想されます、宇和海沿岸5市町が、愛媛県及び愛媛大学と連携し、事前復興計画策定指針の作成などを行うための補助金を計上をいたしております。

次に、教育関連に係る関わる事業費としては、平成29年度から設計を進めております町内小中学校に対して、空調設備の整備及びトイレ改修工事費を計上をいたしてございまして、快適な環境で充実した学校生活を送れるように整備をするものでございます。

また、平成29年度から開始をいたしました県立三崎高等学校公営塾の本格的な運営経費の計上。小学校、中学校及び高等学校入学援助並びに就職支援援助を計上するなどいたしまして、子育て支援ナンバーワンのまちの実現に向けての取り組みにも関連をした、教育部門の予算を計上するものでございます。

さらに、スポーツ施設の整備といたしましては、三崎総合体育館改修工事及び伊方スポーツセンター設備機器更新工事など改修費の予算を計上をいたしてございます。

以上、平成30年度一般会計の主要な新規事業の説明とさせていただきますが、伊方町総合計画に掲げております、定住人口の減少抑制、産業の成長・交流の活性化、元気人口の増加、協働による主体的なまちづくりの4点を重要課題として取り組んでいるところでございますが、そのほかの様々な課題に対しましても、町の融和と発展のために誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、伊方原子力発電所について申し上げます。先の原子力発電対策特別委員会において、四国電力から詳細な説明がありまして、1号機につきましては、第一段階の廃炉作業が着実に進められているところでございます。

3号機につきましても、昨年10月から定期検査に入り、原子炉容器の上部ふたの取り替えや火山灰対策などの大型工事を着実に実施をいたしてございまして、ご承知のとおり、広島

高等裁判所におきまして、運転差止めの仮処分が決定をされております。

また、2号機につきましては、報道によりますと四国電力は年度内に、稼働または廃炉の最終判断をする方針とのことでございます。

このように、伊方発電所を取り巻く情勢は、非常に大きな局面を迎えておりますが、しっかりと現状を受け止めるとともに、今後とも安全性の確保を最優先に、不断の取り組みを行うよう求めてまいりますので、議員各位には、引き続き、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会にご提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例制定に関する議案11件
- ・ 平成29年度一般会計及び特別会計補正予算11件
- ・ 平成30年度一般会計及び特別会計当初予算12件
- ・ 人事に関する議案2件
- ・ その他1件でございます。

いずれの案件も町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 阿部吉馬議員、14番 中村明和議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月15日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとお

り監査委員から地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、定期監査報告書並びに同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2 月 19 日に第 69 回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手許に配布しておりますので、お目通しください。なお、総会の資料は事務局に保管しております。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第 4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第 61 条の規定により、一般質問を許します。受付順により、木嶋英幸議員、末光勝幸議員、高月芳人議員の順にお願いいたします。始めに、木嶋英幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） おはようございます。まず、最初に大綱1「観光について」メロディーラインに新たに2か所音の出るところができました。40年以上前から「風」をテーマに町おこしをして来た私にとっては大変嬉しいことで「風のメロディー」も一連から発生したものであります。観光の火付け役になってもらえれば何よりありがたいと思っております。しかし、今回は人家に比較的近いところということもあり、最初のうちは珍しさも手伝って許容範囲であっても車が通る間、24時間音楽が鳴りっぱなし。名曲が騒音になりかねないと思っております。事前に聞こえると思われる地域の方たちに周知とご理解をいただくための説明ができているのでしょうか。県の事業かもしれませんが、八幡浜市と連携し、住民が快適に過ごせるような配慮が取れているかお尋ねします。

それと12月にも質問したメロディーライン沿いの景観についても、その後の進捗状況を教えてください。自転車道の設置により自転車で走る人もたくさん見かけるようになりました。危険と思われる所の整備や景観を損なう雑木の撤去などをぜひ県にお願いして欲しいと思います。

快適に走れ、海に見えるメロディーラインを観光客にもアピールできるように、見苦しいと思われる物の撤去などお願いや説明を町でやらないといけないと思いますが、これもお尋ねします。

次に大綱2「災害対策について」お尋ねします。この最近、私が知っている範囲だけでも町内に3回は緊急ヘリがやってきました。私も目の当たりにして迅速な対応や処置に感服、本当にありがたいと思っております。一刻を争う事、ヘリポートの必要性をすごく感じております。災害時にも必ず役に立つと思われませんが、周辺整備やヘリポートの造成は考えているのでしょうか。お尋ねします。

次に大綱3「指定管理について」お尋ねします。今、町内には物販を伴う指定管理の施設が数か所あります。「はなはな」については大きく変わるため、指定管理のシステムも変わると

聞いておりますが他の施設において見直しするお考えはないでしょうか、お尋ねします。

施設によっては、かなりの温度差があるのは仕方がないことかも知れませんが、かなりぬるま湯に浸かっているように思われます。その要因として1施設に1千万以上の高額な管理料の在り方にも原因があると思います。頑張っても黒字を出しても次年度の管理料を下げられるのであまり働くなくてもいいというような風潮が流れているとも耳にする事があります。町にとっては、無駄使いと同時に働く人の意欲を無くしてしまいます。黒字分を全額補填せよとは言いませんが、頑張った分だけでも従業員の楽しみや新規の設備投資などの繰り越しとして貯蓄しながら、民間並みの立ち位置でやれないか。そして、赤字が出たら町の補助金を追加ではお客様に対しても満足いくサービスができない、リピーターも来ないという悪循環の繰り返しではないでしょうか。責任者や施設で働く人に聞き取り調査をしたり、改善の指導をするべきだと思いますが、町としてのお考えをお尋ねします。以上、質問を終わります。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず、大綱1は「観光について」に関する質問でございますが、1点目は、「メロディーラインに新たに設けられた「メロディー道路」に対する近隣住民への配慮の件」でございます。町としても近隣の住民に対する配慮をお願いをした上で、県と設置場所についての協議を行ったわけでございます。今回、新たに設置をいたしました箇所は2箇所、その内、瀬戸トンネルから瀬戸農業公園に至る区間につきましては、集落より300m以上離れており、一般的には通常の走行音を超えないとされる箇所ではありますが、愛媛県におきましては騒音調査を実施し、その確認を行っているところでございます。

また、もう一か所の大峠トンネルから河内公園へ至る区間につきましては、八幡浜市の区域ではございますが、一部において比較的近接している住家が存在をしておりますことから、自治会への説明と、個別の問合せへの説明にて対応しているとのことでございました。

この件につきましては、昨日中村知事や八幡浜市長も出席をされ、開通式典並びに通り初めが行われたところでございます。

その際、全国で1路線に3か所のメロディーが流れる路線は、唯一、このメロディーラインだけだとの紹介がございました。

せっかくの整備された設備でございますので、近隣住民への細やかな配慮を心がけますとともに、観光資源としての活用を考えてまいりたいと存じます。

2点目は、「メロディーラインにおける景観対策の進捗状況」についてでございます。

まず、「危険と思われる所の整備」につきましては、本年2月6日に行われました知事要望におきまして、県管理道路の維持管理を含め安全対策について要望し、「今後も安全対策に努めて行く」との回答をいただいている所でございます。

次に、「景観を損なう雑木の撤去等」につきましては、まずは道路の通行に対し支障となる箇所を優先し伐採を計画いたしており、個人所有地にあります樹木につきましては所有者の承諾が必要となりますことから、町において該当地の調査と所有者の承諾を得る作業を現在行っており、承諾が得られた箇所より愛媛県において伐採の作業が行われることとなります。

また、その他の箇所における景観対策を目的とした樹木の伐採につきましては、周辺への影響等も考慮する必要もありますことから、早期の対応が困難な部分もありますが、引き続き愛媛県との協議調整を行ってまいります。

3点目は「見苦しいと思われる物の撤去等のお願いや説明」についてでございます。

明らかに不要に廃棄されております物に対しては対応をする必要がございますが、個人の財産として管理されている物に関しては、対応は難しいとは思われますが、今後の状況により道路機能に支障を来すような状況となった場合につきましては、道路管理者であります愛媛県とも協議し対策を検討することといたします。

いずれにいたしましても、メロディーラインは伊方町にとりましての交通流の連携軸でありますと同時に、議員ご指摘のとおり、観光資源としても大変重要な役割をもっておりますことから、今後とも安全対策は基より資源活用の観点からも引き続き県との連携を密にし、対応が可能なものから実施に向けて協議を行ってまいりたいと考えております。以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱2の「災害対策について」のご質問にお答えをいたします。愛媛県では、消防防災ヘリを平成8年10月、ドクターヘリを平成29年2月から運行開始いたしております。ドクターヘリの運航開始に伴い、救急患者等の搬送等にヘリが使われ、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等が期待をされております。伊方町内でも運行開始後、平成29年中に6件、今年に入りすでに3件の緊急搬送が実施されております。愛媛県では、効果的な運行を実施するため、県内327カ所、内、伊方町内15カ所のランデブーポイントを登録をいたしております。

私は町長就任前から、災害時の避難や救急医療搬送時のヘリの有用性を認識をし、ヘリポートの必要性を訴えてまいりました。

そこで、今年度ヘリポート整備のための「場外離着陸場建設可能地調査選定委託業務」を実施をしております、3月15日に完了の予定でございます。

この業務は、複合災害時、避難困難地域が発生する可能性もあることから、すべての地区において迅速な避難を可能とする、ヘリコプターの場外離着陸場の可能地を調査選定し、さらなる住民の安心・安全を目指すことを目的といたしております。

この調査を基に、「現行で使用できる」あるいは「簡易な整備で使用できる」など、候補地の現状報告を基に、町として今後順次整備し公表をしてまいりたいと考えております。

なお、現在登録してございます。ランデブーポイントにつきましては、表面が舗装されていない場所や車両の通行止めが必要など、制約がある場所もございます。

へりが松山の拠点を離陸し、20分から25分で本町に到着をすることから、散水や車両等の撤去が間に合わないことが想定されますので、町内に専用のランデブーポイントを数か所整備いたしたいと考えております。

今後整備可能な場所から必要な予算を計上してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。以上、大綱2の答弁とさせていただきます。

次に、大綱3「指定管理について」のお答えをいたします。

議員のご質問の物販等を行う指定管理施設としては、主なものとして、「きらら館」、「瀬戸農業公園」、「亀ヶ池温泉」、「佐田岬はなはな」と、町内4カ所がございます。

この内、「佐田岬はなはな」につきましては、平成32年度リニューアルに向けて検討を進めており、その中で、指定管理料ゼロを基本に施設や管理体制の整備を進めているところでございます。また、各施設の指定管理料は、平成29年度には、それぞれ約1千万円の状況でございます。

この指定管理料につきましては、毎年度、年度協定の締結にあたり、それまでの実績や新年度の計画等について事業者からヒアリングを行い、協議を重ね、過度な額にならないように適正化に努めているところであります。

議員が言われますように「頑張って黒字を出しても次年度の管理料が下げられるのであまり働くな。」というふうな実態があるかにつきましては確認はできておりませんが、事業者や現場に従事するスタッフに「頑張っても報われない。」という思いがあるとすれば、これは好ましくないことであり、売上の増加や利用者の満足度の向上、さらに伊方町のPR、地域の振興、活性化等を阻害する要因の一つとなりかねない問題と考えられます。

さて、議員ご質問の一点目、「はなはな以外の施設において見直しをする考えはないか。」ということについてでございますが「はなはな」の取り組みは、指定管理料を含め、施設の管理運営に係る経費の軽減を図るとともに、施設の利用者や売上の増加、地元事業者の支援、伊方町のPR等、施設の設置目的の達成に向けて、その先駆けとすべきものと考えております。

今後、他の施設につきましても、施設毎の特性や管理内容等を精査し、適切な管理体制や管理料等について、随時検討を進め、それぞれの設置目的の達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「責任者や施設に働く人に聞き取り調査をしたり、改善の指導をするべきではないか。」ということについてでございますが、町では、売り場の改善や消費者への対応等につきましては、平成28年度から実施をいたしております佐田岬特産品促進協議会の事業の中で、各施設の販売実態の把握や販売促進の支援事業の一環として、売り場づくりの現地指導や改善、販売員の意識改革のための研修等を行い、販売拠点の強化を支援しているところでございます。

また、施設で働く従業員の意見集約や指導につきましては、直接的には事業者自身が行う

べきものでございますので、町がその聞き取り調査を行うものではありませんが、町に寄せられる利用者の皆さんからのご意見等に関しましては、事業者に対し、随時、現状の確認や報告及び改善策等を求め、適正な管理を行うよう指示しております。

今後も、これらの施設の適切な運営管理を通じて、利用者に愛される施設として、地域振興の一翼を担う施設としてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご指導をよろしくお願いいたします。以上で、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） まず最初のメロディーのことなんですけど、県の事業とはいえ、また八幡浜の区域とはいえ、町境に騒音壁を造るのであれば別として、河内地区の方にも聞こえると思われま。なぜ、町長さんが行けないのであれば、担当の職員さんに説明なり、ご理解をいただくように、行きなさいというような指示を出さないのか。町民サービスへの軽視または怠慢じゃないかと思われま。そんなお考えかお尋ねします。ちなみに、これは特定していか分からないんですけど、1番近くと思われるマルマ食堂さんやニューーズさんのところには、誰も行かれてないとのこと。それともう1箇所、旧瀬戸地区に入ったところに、「海は広いな大きなで」始まる音楽が流れます。その辺りは、道ができた当初は、海も広く見えたり、両方の海が同時に見えたりするところも沢山ありました。県の管轄とはいえ、暴風のための木は仕方がない。景観を損なうような整備などをなぜ同時にお願ひしたり、そういう整備をしていくことができなかったのか。これも一緒にお尋ねします。

12月の定例にもお尋ねしましたが、メロディーライン沿いに見苦しいと言われたり、思われたりするところの地主さんに相談なり、お話なりお願ひに行ったかどうかも教えていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。メロディー道路の建設にあたりましての伊方町に最も近接するところへの説明というところでございますが、県にも確認いたしましたところ、今回設置させていただきましたところから、一番近いところ、個人名になりますので、差し控えさせていただきますが、手前に民家がございます。そこまでの距離が300m以上離れているというふうなことでございましたが、そこにつきましては町の方からもお願ひしまして、県の方から説明というふうなことで対応をさせていただいたところでございます。それと、今回のメロディー道路の建設に伴いまして、併せて周辺の景観対策というふうなことでございますが、議員さんがお示しされたとおり、今回暴風関係、前回の議会の時にも一部ふれさせていただきましたが、そこら辺の周辺環境への対策というふうなものが県との調整

も慎重にやっているというふうなことから、あわせての施工ができなかったこともございます。しかし、平成26年度には瀬戸農業公園のところだったと記憶しておりますが、県の方からビューポイントというふうな指定の中で、瀬戸から非常に眺めがいいというふうなところで伐採というところで了解をいただいております。今後とも県と調整を行いながら、そういった対策できるものから、町もしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議員が言われる見苦しいと思われる物でございますが、1物件につきましては、所有者に確認したところ、ごみではなく、倉庫として使用しているとのことでありましたので、町としては、景観を損なっているという声があることを所有者に伝え、景観に配慮していただいたらとお願いはいたしました。所有者の財産ということもあり、それ以上のことは言えないのが現状でありますので、ご理解願います。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の説明に対する、再々質問を許します。木嶋議員、再々質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほど、町長から比較的細かい説明をいただきましたが、町内に数か所のほどの言えば具体的な場所のようなところは難しいでしょうか。それと比較的どの辺りにやるおつもりなのか、教えていただければお願いします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 先ほどの木嶋議員の再質問にお答えいたします。まず、先にご質問がありました15カ所のランデブーポイントにつきましては、現在既に指定をしております。具体的に数か所申し上げますと、瀬戸球場、三崎中学校、伊方町民グラウンドや伊方原子力発電所のビジターズハウス、佐田岬斎場等々でございます。それについては、既に指定をしております。現在、離着陸場の調査、選定業務につきましては、3月15日に完了予定となっております。町内55か所ございますけれども、55か所に整備できるかどうか、現行で使用できるか、簡易な整備で使用できるか、後・・等が必要なところはどうかというような大元の調査を現在最終段階でございますが、実施しておりますので、完了後速やかに・・等いたしまして、公表できるなら公表していき、予算を付けて整備していくものはしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（山本吉昭） 木嶋議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はなはなの協力会社は、先日決まったようであります。2年後には、新規オープンのはこびになります。その2年間の間に三者でしっかりと協議をし、町民皆さんに喜ばれ、納得していただけるような説明ができるように理事者や担当者に強く念を押しします。

さて、その他の指定管理に運用を任し、毎年巨額の管理料を計上している施設についても直ぐにとまではいなくても徐々に何年後には「はなはな」のような立ち位置で管理をしていただけるような体制はとれないのか。お尋ねします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（兵頭達也） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（兵頭達也） 先ほど町長からの説明にありましたように、それぞれの施設ごとの特性、管理内容等もございますそれらを精査する中で、その経費を圧縮したり、適当と思われる経費の負担を考える中のもっと・・・を実現していけるように思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問ありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。よろしくをお願いします。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、末光勝幸議員、一般質問をお願いします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今回は、人事行政1点について質問をさせていただきます。大綱1人事行政の運営についてお尋ねいたします。「広報いかた」2月に、伊方町人事行政の運営等の状況のお知らせがありました。それに関連した質問をさせていただきます。

町行政の運営は、町長をトップとして現在193名による職員によってなされています。実務は、まさに職員一人ひとりに委ねられており、その情熱とサービス精神により、町行政は大きく変わってきます。

「広報いかた」によりますと、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数であるラスパイレス指数が、上島町、愛南町に続いて県内の町で、伊方は下から3番目の89.3と低い水準になっております。そのような状況が長く続いています。県内で一番小さな松野町は94.4と県内の町としてはトップです。一方で伊方町長の給与は78万5千円と、人口3万の松前町に次いで町としては上から2番目であり、松野町は最下位でございます。

私は、過疎化高齢化に悩む地方自治体として、町民の子弟が伊方町に留まり、町の発展に寄与し、町民の幸福を図るために、そして全体の奉仕者として公共の利益のために胸を張って働く環境を整備していかなければならないと考えます。窓口での町職員の対応には、町民

から不満の声も聞かれます。職務遂行に全力を挙げ、県内で最も質の高い心のこもった町行政の実現のため、この際、ラスパイレス指数を改善し、現在の人事行政を見直すつもりはないか、お尋ねをいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱①「人事行政の運営について」のご質問に、お答えをいたします。

職務遂行に全力を挙げ、県内で最も質の高い心のこもった町行政の実現のためにラスパイレス指数を改善し、現在の人事行政を見直すつもりはないかのご質問でございます。

ラスパイレス指数は、ご指摘のとおり地方公務員と国家公務員の給料水準を職種、学歴、経験年数等の差を考慮したうえで比較し、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したもので、その水準が国より高い場合は100を超え、低い場合は100未満となります。

議員の言われますとおり、平成28年度の伊方町のラスパイレス指数は89.3となっており、県内の町の平均でございます90.9を下回り、上島町、愛南町に次ぎ、3番目に低い水準となっております。

町職員の給料水準は、国や他の地方公共団体の水準との均衡、町の組織・規模、地域における生計費、民間の水準あるいは財政状況等により判断することとなります。

伊方町と人口と産業構造が似ている、いわゆる類似団体は、平成28年度、全国の市区町村の中で107団体となっており、この中でも残念ながら下から3番目の低水準となっておりますので、平成29年4月の人事異動における昇格などで、昨年は既に見直しをしてみました。結果、平成29年度のラスパイレス指数は1.1ポイント上昇し90.4となっております。ちなみに平成29年度のみで言えば、県下で上から3番目の伸び率となりました。しかしながら、いまだに残念ながら県内の町の平均91.6を下回っており、愛南町、上島町に次いでまだ下から3番目の順位も変わっておりません。

なお、町長の職の給料月額、平成29年度も78万5千円であり、議員の言われるとおり、県内の町の中では松前町に次いで2番目の水準となっておりますが、平成17年の合併時から改正されておらず、平成26年度から4年間において、一般職の給料表を増額改正した際にも、特別職の給料月額は据え置いている現状でございます。

さて私は、皆さんにお約束をした融和と発展のまちづくりの中で、意欲と適性のある職員にチャレンジする機会を与え、行政の活性化を目指すことを掲げております。昨年の4月には女性職員プロジェクトチームを設置し、また、7月には職員提案の募集をいたしました。

さらに今年度より本格的に実施をいたしております人事評価制度の業績評価の中で、職員一人ひとりに目標を掲げさせ、その達成に努めるよう取り組んでいるところでございます。

また、行政の活性化のために、年代別に職員との意見交換も行い、人事異動の希望調査も行いました。さらに、職員の資質向上のために、職員研修も充実させてまいりたいと考えております。

日本国憲法で定められた「公務員は、全体の奉仕者」という基本を再認識し、町職員の力を最大限に活かし、質の高い心のこもった町行政の実現を目指し、行政の活性化をすすめ、町民サービスを拡充、多様化する町民ニーズにお応えをすることにより、議会や町民の皆さんの納得と支持を得ながら、また職員数と総人件費も考慮をしながら、ラスパイレス指数の改善につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお職員の窓口対応のご指摘につきましては、それぞれの職員は精一杯、誠心誠意努めてくれていると思っておりますが、今後、町民にご不満がでないよう適切な窓口対応を徹底してまいりたいと思います。

以上、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。末光議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 全国の市町村平均のラスパイレス指数は、平成 29 年 4 月 1 日で、96.4% となっております。また、全国の原子力立地町村の例をみましても、比較的高い位置にラスパイレス指数を保っておられます。また、近年、安倍内閣が 3%の賃上げを民間に要請している状態で、働き方改革ということが、世間一般に言われている時世でございます。心優しい高門町長さんがおられますので、この全国平均の 96.4%を目安にご配慮をいただくようなことを期待しておりますが、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する、理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 心優しいかどうかは分かりませんが、確かに下から 3 番目という数字は職員にとっては、大変厳しいものがあるというふうに思っております。原因は、いろいろあるかと思いますが、上の役職が少なくなってきたというのも事実ですし、下の方の給料が中々上がってなかったというのも一つの原因じゃないのかというふうに思っております。いろんな原因を精査しながら、職員のやる気をまず引き出して、そしてそれに見合った給与水準を適正に判断してまいりたいというふうに思っております。ただ、住民・・・もございますので、そこら辺のところは十分配慮しながら、行ってまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。後、具体的なことは、総務課長から補足をさせていただきます。

できます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 末光議員の再質問にお答えいたします。職員構成等の件がございまして、・・・の職員が年齢が高い職員も少ない現状もございます。ただ、先ほど町長からありましたけども、適正な人事配置、適正な昇格昇給、職員のスキルアップに係る研修等を積極的に行いまして、職員のやる気については積極的に高めていきたいと、住民サービスについても適正なサービスを心がけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 私の質問の本心はですね、最近マスコミにもよく言われておりますけれども、将来的に人手不足で自治体職員の確保が非常に難しくなるということが指摘されております。この伊方町でこの伊方のために尽くしたいという世代がおるとすれば、できるだけ多く雇用して、この伊方町の発展につなげていってほしい。そういう趣旨でこの待遇も改善して、胸をはって働ける職場環境をつくっていただきたいと、そういったことが趣旨でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本吉昭） 答弁はいいませんか。

○議員（末光勝幸） はい、結構です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、11時10分といたします。

休憩 10時54分

再開 11時10分

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。続いて、高月芳人議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。さて、高門町政がスタートして約1年半が経過いたしました。さすが長きにわたっての豊かな政治経験を存分に生かされ、実に落ち着いた、安定感のある行政運営をされており、私のような1年生議員が申すのもどうかと思いますが、本当に頼もしく思っているところでございます。

どうか、そのリーダーシップを遺憾なく発揮され、伊方町のさらなる発展と町民生活の安定向上のため、一層の頑張りを心から期待する次第でございます。このように大変順調な流れの中で、多少気になる点について質問いたしますが、よろしく願いいたします。

まず大綱 1 の財政問題についてですが、本町の財政問題につきましては、9 月の定例会において同僚議員からの質問もありましたが、自分自身の財政問題への認識度を今少し高めたいとの思いから、あえて質問いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、大綱 1 の (1) としまして、原発誘致と財政について伺いたいと存じます。

本町の財政問題を論じる際には原発財源抜きにしては語れないところではないかと思えます。私もこの質問を機に、自分が生まれる前の財政状況や町民生活の実態について伊方町誌やその他の資料で少しでも勉強させていただきました。昭和 30 年代のはじめ、町村合併促進法の交付により、伊方町、瀬戸町、三崎町が誕生した頃です。一番身近な伊方町を例にとりますが、当時は戦後 10 年余りという、混乱状態の大変厳しい時代背景の中で、これといった産業も収入もなく、貧困にあえぎ苦しむ情景が目に見えました。町財政につきましても、税収をはじめ、歳入財源が極めて乏しい中、実質財政収支も 10 年余り赤字続きで、大変なご苦労があったようです。このように大変な時代でしたが、当時の方々の血のにじむような努力で、40 年代には赤字財政も解消され、生活・生産基盤も徐々に整備され、少しずつ明るさが見え始めたものの、相変わらず財政状況は厳しかったようです。このままでは、町民の望むような町づくりは永久に不可能ではないかという思いがよぎりながら、時のリーダーは苦渋の選択の中で、原発誘致という決断にいたったのではないかと想像いたします。原発問題には、賛否両論様々な見方がございますが、発展著しい現在の伊方町を見る限り、その決断は正しいかたのではないかと私個人としては思いますし、その大英断に心から敬意を表しているところでございます。原発問題については、語りづらい部分もあろうかと思いますが、時のリーダーの苦労やこの大きな決断をどのように受け止めておられるのか、現職町長としての生の声でのご所見を賜りたいと存じます。

次に、大綱 1 の (2) としまして、財政運用の基本姿勢と中長期的な財政指標の見通しについて伺いいたします。

現実に、原発財源として 3 町合併前までに固定資産税、電源三法交付金を含めて、約 600 億円以上、合併後も 360 億円以上の自主財源の確保ができており、その財政規模も古きを思えば夢のような大台に膨れ上がり、当然のこと町財政の健全性を示す諸々の数値も極めて良好で、現状では、大変安定した状態にあるといっても過言ではないと思えます。ただ、この良好な数値にも若干の陰りが見え始めています。現在までの主な収入財源である固定資産税等の経常収入が年々確実に減少しており、その上、少子高齢化、人口減少がもたらす負のスパイラルが確実に待ち受けており、将来における財政の硬直化が大変心配されるところです。このように、現状の安定と将来的な不安が混在する中で、今後の財政運用手法として、投資的事業を中心とした積極的な財政運用か、それとも将来的な健全性を重視した安全運転か、

即ち、攻めか守りか、どちらに軸足を置いた財政運用を目指すおつもりか、その基本姿勢についてご所見を伺いたいと存じます。そして、現在、伊方発電所を取り巻く環境はかつてなく厳しく、その先は極めて不透明な状況にあり、その見通しも立てづらいとは思いますが、中長期的な財政指標をお示しいただきながら、ご所見を伺いたいと存じます。

続いて、大綱 2 の消防・防災・救急体制の充実強化についてお伺いしていきたいと思えます。行政には、住民の生命、身体、財産を守るという最も基本的な責任があります。本町においては、八幡浜地区施設事務組合消防署あるいは消防団といった組織がその役割を担い、日頃の絶え間ぬ努力と有事の際の的確な対応により、今日まで町の安心・安全が保たれてきました。しかし、急速に進む人口減少・少子高齢化がもたらす社会構造の変化や一層厳しさを増している社会情勢、そして異常気象による相次ぐ自然災害など地域をとりまく環境は年々厳しいものとなっています。このような時代背景の中で、現状の体制で十分対応しきれぬのか、私なりに不安に感じるところがございますので、その点につきまして質問させていただきたいと思えます。

まずは、大綱 2 の (1) としまして消防体制についてお伺いいたします。

現在消防署は、伊方町・八幡浜市・西予市の二市一町の広域組合で組織されており、本町を管轄とする消防署としては、三崎地区・瀬戸地区を管轄する第一分署が神崎地区に、伊方地区・旧保内町・旧日土町を管轄する第二分署が八幡浜市保内町宮内にごございます。しかし、佐田岬半島は日本一細長い半島と言われるだけあって、面積の割に東西の距離が長く、またリアス式海岸という独特な地形ゆえ急傾斜地が多く、点在する各集落までの交通アクセスが良いとは言えないため、迅速な初期対応が求められる火災や災害時において、常備消防隊の到着までかなりの時間を要してしまいます。分かりやすく例えれば、第一分署から正野地区まで約 19 k m で 40 分程度、第二分署から二見地区亀ヶ池付近まで約 15 k m で 20 分程度要します。そのため本町においては、地元消防団が地域防災の要として非常に重要な存在であるといえます。しかし、人口減少・少子高齢化が進むにつれ、その消防団の組織体制の維持が難しくなっているのが現状ではないでしょうか。伊方町消防団の団員数は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 683 名でしたが、平成 30 年 1 月 31 日現在 513 名となっています。平成 27 年の分団再編の影響はあるとは思いますが、この 10 年間で 170 名、率にして約 25% 減少したこととなり、この流れからしますと、今後も担い手の確保は厳しい状況が続くのではないかと危惧しております。さらに、団員構成の中身について、総務課にお聞きするところによれば、現在、平日昼間地元にはいない可能性が高い、仕事がサラリーマンの団員割合が約 65% おり、また詳しい統計はありませんが、結婚などを機に地区外または町外に居住する団員も増えてきているとのことで、有事の際に団員が集まりづらいといった状況もあり、本町の消防力は年々低下しつつあります。このような課題を踏まえ、どのような対策をお考えになっているか、ご所見をお伺いしたいと存じます。

次に、大綱 2 の (2) としまして、防災体制についてお伺いいたします。

現代においては、集中豪雨や相次ぐ台風、そして先般 30 年以内の発生確率が 70%から 80%に引き上げられた南海トラフ巨大地震など、年々自然災害における危険度が増しており、一層の防災力向上が求められています。加えて本町は伊方原発を抱える特殊な地域であることから、東日本大震災における福島第一原発事故以来注目度も高く、原発事故なども想定された特殊災害に対する備えについても万全を期さなければなりません。

もちろん本町においては、きめ細かな防災対策・防災計画が構築され、常に防災体制強化に努めておられると思います。しかし、有事の際の実働部隊として最も頼りとなる消防署が、原発が立地する伊方地区に無いというのは大変心細い気がしております。また、消防署には特殊災害に特化した特殊災害機動部隊があるそうですが、その隊員は各署バラバラに配置されており、実際に機能する隊なのか疑問に思うところもございます。本来、役場・消防署・消防団・四電自衛消防隊・自主防災会などの組織が連携を密にすることが、真の防災体制の強化に繋がるのではないかと考えますが、このことにつきまして、町長としてどのように思われているか、ご所見をお伺いしたいと存じます。

次に、大綱 2 の (3) としまして、救急体制についてお伺いします。

高齢化社会の進展に伴う救急需要の増加や救急業務の高度化に対応するためには、一層、救急体制の充実強化が求められます。本町においては、主に消防署第一分署・第二分署により救急体制が賄われておりますが、救急出場状況や現場到着所要時間を考えてみますと、体制としてはかなりバランスが悪く、不安を感じられずにはられません。救急出動状況について、平成 24 年から平成 28 年の過去 5 年間のデータを参照しますと、第一分署が年間平均約 215 件、第二分署が約 618 件と、ほぼ同等規模の分署にも関わらず第二分署の件数は第一分署の約 3 倍ございます。これでは第二分署に負担がかかり過ぎていますし、一分署としての能力を超えているといっても過言ではありません。また、現場到着所要時間の観点からみても、全国平均が 8.6 分といわれるなか、本町においては地勢上どうしても時間がかかり過ぎてしまう上に、同一管轄内で同じ時間帯に複数通報があった場合には、一方は本署からの出動になり、さらに時間がかかってしまうことから、一分一秒を争う救急の現場においては、かなり苦しい状況だと言えます。このような現状をどのように受け止めておられるか、町長のご所見をお伺いしたいと存じます。

最後に、大綱 2 の (4) としまして、一体的な体制の充実強化策についてお伺いいたします。

先ほど (1)～(3) で述べた、消防・防災・救急の現状につきましては、体制として、まだまだ不十分な部分がございます。その解決策としていろいろな方法が考えられるとは思いますが、私としましては、総合的な視点で、一体的な体制の充実強化を図るためには、その道のプロフェッショナルである消防署、または分署を位置的にも有効であり、原発の立地地域でもある伊方地区に設置することが望ましいのではないかと考えます。

消防署は広域施設事務組合であり、町長の一存では判断がつかない部分もあろうかと思いますが、住民の生命、身体、財産を守る観点から、是非とも前向きに取り組んでいただきたい

いと思いますが、町長ご所見を受け賜りたいと存じます。

以上、大綱2点について質問いたしますが、ご答弁の方よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱1は「財政問題について」に関する質問でございます。1点目は、「原発誘致と財政について」でございます。

伊方町にとりまして、伊方発電所は切っても切り離せない産業の一つでございますし、今日の町の発展に大きな役割を果たしてきたことは、議員ご指摘また周知のとおりでございます。また、本町の原子力行政は、先人の血のにじむような苦勞と努力に加え、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解の上に成り立っているものと思っております。

さて、当時の町の財政状況や原子力発電所を誘致した経緯につきましては、先ほど、議員から詳細にご紹介がございましたので、私の方から申し上げることはございませんが、やはり高度経済成長がもたらした、人口と産業の都市への集中化とその一方で起きた、地方の過疎化現象は、現在と同様に、当時の伊方町にとって非常に大きな問題であったに違いありません。特に、昭和30年から45年頃までの急激な人口減少は切実な問題であり、これに歯止めをかけるための地域振興策が、喫緊の課題となっていたものと思われまゝです。このような中で、昭和44年7月の臨時議会において、原子力発電所の誘致という決断に至るわけですが、この決議文の中には、『当施設の実現が地域の開発と産業の振興に貢献するところ大なるものがあることを信じ、ここに原子力発電所の誘致建設の促進を期するとともに、地域住民の生活向上のため最大の努力を尽くす』とあります。まさに賛否両論がある中で、町を二分するような状況におきまして、地域の産業振興と住民の生活向上を願って下した、先人の苦勞の決断と言えます。また、この決断は、その後の、町の行財政に与えた影響や公共事業の増加、人口減少の鈍化傾向、宿泊業など新たな産業の創出、雇用対策など、更に農業、水産業の第1次産業に対する基盤整備など、地域に及ぼした多大なる貢献、そして何よりも、安全・安定運転に努めてきた実績から決して間違いではなかったと私も思っております。先人の苦勞と努力に対しまして、感謝の気持ちとお礼を申し上げるものでございます。

したがって、私も議員と同じく、原子力発電所の誘致は、正しかったと受け止めておりますし、今後とも、良好な関係を築いていきたいと願っております。

しかしながら、原子力発電につきましては、近年、全国的に大変厳しい目が向けられております。これまでの繰り返しになりますが、事業者には、絶対に事故を起こさないという強い信念を持って更なる安全性の向上に努めることと、適切な情報公開によって、地元との強い信頼関係を構築するよう強く求め、住民の皆様からも「原子力発電所の誘致は正しかった」と思っただけのよう、引き続き、安全指導に努めてまいる所存でございます。

2点目は、「財政運用の基本姿勢と、中長期的な財政指標の見通しについて」でございます。まず、投資的事業を中心とした積極的な財政運用か、将来的な健全性を重視した安全運転かの攻めか守りかの財政運用の基本姿勢についてでございます。今後ますます、過疎化・高齢化の進展が予測されるなかで、行財政運営はますます厳しいものとなります。

まちとしての機能維持を図るためには、議員の言われるとおり守りの姿勢は意識の根底におくべきではありますが、守りだけでは過疎化・高齢化により拍車がかかることとなります。

まちでは、伊方町第2次総合計画及び伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とした取り組みにおきまして、最重要課題であります人口減少対策を中心とした、少子高齢化、産業の育成、移住定住、教育・福祉政策など、それぞれの課題を中心に取り組んでいるところでございます。これらのまちの総合計画と総合戦略の取り組みを主とした攻めの実施と、スクラップアンドビルドを繰り返し行うことや、重点施策の精査など、守りの実施を行いまして、総合計画と総合戦略の実現に向けて、攻めと守りをあわせ持ったような事業実施を今後とも行っていく所存でございます。

次に、中長期的な財政指標についてどのように見通しているかについてでございます。10年、20年後といった長期的な財政指標につきましては、不透明な要素が多く指標として現在お示しできるものではございませんが、5年後を見据えた中期財政見通しにつきましては、先般の伊方町議会12月定例会前の議員全員協議会におきまして、平成29年度から5年間の中期財政見通しをご説明をさせていただいた内容のとおりでございます。歳入面におきましては、町税では四国電力の償却資産の減少のほか、地方交付税は平成32年度の合併特例算定の廃止を主な原因といたしまして、平成28年度決算で歳入総額106億8千万円が、平成33年度には86億5千万円となりまして、約20億3千万円の減少が見込まれております。歳出面では、福祉施策に要する扶助費は年々増加し、公債費につきましても、平成32年度までは減少するものの、新たに償還が開始となるものが生じるなど、平成33年度に増加する見込みとなっております。

一方、人件費をはじめそのほかの経費が減少し、歳出総額につきましても歳入同様に減少をすることから、財政調整基金を取り崩すことは無いような現在のところ見通しとなっております。今後5年間の財政運営は堅調に推移するものと見通しておりますが、それ以降の見通しにつきましては、国の非常に厳しい財政状況から考えましても、今後伊方町にとりましても難しい財政運営を想定しなければならないと考えております。したがって、町といたしましては今後とも無駄を省きつつ、メリハリのある財政運営を行ってまいりたいと考えております。以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

続きまして、大綱2の「消防・防災・救急体制の充実強化について」のご質問にお答えをいたします。

1点目は、「消防体制について」でございます。伊方町消防団は、平成17年度の合併当初、764名でスタートし、少子高齢化の中、2回の組織再編を実施をいたしまして、現在513名と

なっており、合併当初より 251 名、33%の減少となっております。

一方、町の人口は、平成 17 年度 13,076 名に対し、本年 1 月末現在 9,634 名となっており、3,442 名、26%の減少となっております。人口に占める消防団員の率は、5.8%から 5.3%と、0.5 ポイントの減少となっておりますが、本町の高齢化率を勘案しますと、多くの方の理解と消防団の皆様方のご努力によりまして、なんとか消防団体制を維持していると感じているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘にありますようにサラリーマンの団員の割合が増加していること、また、町外居住団員が増えていることも事実でございまして、昼間の火災等に不安があるのも事実でございます。

町ではこれらの対策として、まず、前回の消防団組織再編に合わせまして、平成 27 年 4 月から消防団活動支援員制度をスタートいたしました。この制度は消防団を退団された方に登録いただき、地元の昼間火災の初期消火や大規模災害時にのみ活動をいただく制度であります。全ての分団で 62 名の方に、登録・活動をいただいているところであり、今後も消防力の低下が懸念される地域において、積極的に登録を推進してまいりたいと考えております。

また、町内事業所の従業員の皆さんが入団しやすく、消防団員として活動しやすい環境づくりを進めるために、事業所の皆さんの消防団活動に対する理解や協力は不可欠でありますことから、従業員が消防団員として、複数入団をしている事業所や従業員の消防団活動について積極的に配慮をしていただいている事業所等に対し、消防団協力事業所表示制度を推進し、去る 1 月に 7 事業所を認定したところでございます。今後とも、消防団員の体制や活動環境の整備に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、2 点目の「防災体制について」のご質問にお答えをいたします。防災体制の強化につきましては、議員が申されましたとおり、消防署・警察署・自主防災会・防災関係機関及び行政の連携は大変重要と考えております。

町地域防災計画におきましても、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害対策におきましても、県、町、防災関係機関、民間事業者、町民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に取り組む必要があると記載をいたしております。

町では、防災関係機関と連携し、防災・災害に関する知識の普及啓発及び地域防災力の向上のために、全地域を対象とした町総合防災訓練や県主催の原子力防災訓練等を毎年実施いたしております。お互いの役割を確認し防災体制の強化に努めているところでございます。

また、消防署の特殊災害機動部隊につきましては、現在 10 名の隊員が任命をされておりますが、勤務の体制上、同一所属に配属させることが困難であり、特殊災害が発生をいたしました場合、各所属からの参集と災害の規模に応じて消防力の増強を必要と認める時は、非常招集をして対応するとされております。なお、特殊災害機動部隊以外の職員につきましても、各種の放射線セミナー・原子力研修などや、署内外の原子力訓練等を積極的に受講してまいりまして、特殊災害機動部隊員と同等程度の知識・技術を取得をいたしております。このように、有事の際でも機能した部隊を初動で出動する体制をとっておりますので、大変心強く思っているところでございますが、大規模災害時には自助・共助が重要となります。今後も訓練等を通じて普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「救急体制について」のご質問にお答えをいたします。議員、ご質問の第一分署と第二分署は、第二分署に負担がかかりすぎとのご指摘でございますが、消防署に確認をしたところ、ご指摘の通り出動件数は、約3倍でございますが、第二分署に負担がかかっております。

一方で救急出動してから帰署するまでの時間、救急業務従事時間を年間平均で見ますと、第二分署は716時間、第一分署は485時間となりますので、約1.5倍という状況でございます。また、第二分署は、年間平均で約618件の救急出動をしておりますが、これは、1日約1.7件の出動件数となり、これを都市部の消防の救急出動状況と比較をいたしました時には、決して多い出動件数とは言えない状況とも言えるのではないかと思います。

さらに近隣の消防を見ますと、出動件数が多い部類には入りますが、分署で800件近く出動している署もございますので、著しく一分署の能力を超えているというほどの出動件数ではないと考えております。

次に、現場到着の所要時間がかかり過ぎる上に、同一管内で同じ時間帯に複数通報があった場合にさらに時間がかかるということもございますが、これは、1分1秒でも早く現場に到着をいたしたいところでございますが、地理的な事情でどうしても時間がかかってしまうという現状がございます。そこで、現場到着までに長時間かかるかかる地区におきましては、平成29年2月から運航を開始した愛媛県ドクターヘリの積極的な活用を推進しているところでございます。また、同一管内で同じ時間帯に複数通報があった場合につきましては、原則、直近の署が出動することとしておりまして、救急隊の現場到着時間の短縮に努めているところでございます。

私といたしましては、事務組合の副組合長という立場でございますので今後とも、救急体制をしっかりと確認・検証し、町民の皆さんが安心して暮らせるような体制整備づくりに努めてまいりたいというふうに考えています。議員ご指摘の点を踏まえて努力をいたしておりますので、ご理解をお願いいたします。なおこの際に、町民の皆様方に救急車の適切なお利用について、お願い申し上げておきたいというふうに思います。

次に、4点目の「一体的な体制の充実強化策について」のご質問でございます。南海トラフ地震や集中豪雨等の自然災害の発生が危惧される中で、社会構造の変化に伴い複雑多様化、高度化する災害等、消防を取り巻く環境は大きく変化をしてきており、消防体制の充実強化は大変重要であるとは私も認識いたしております。

議員、ご質問の署の配置につきましては、事務組合の設立当時に人口、道路状況及び地域の特性を勘案し配置をしたものと思われませんが、市町村合併や道路状況の変化、また、東日本大震災以降、住民の防災への関心も高まっております。

したがって、住民の皆様が少しでも身近な場所に消防署や分署がほしいという切実な思いは充分理解できるものでございますが、しかしこれを実現するためには現在の分署の配置はどうするのか、人員の確保対策はどうか、それに伴う莫大な費用負担をどうするのか。等々、課題は山積をいたしております。私といたしましてはこれらの点も踏まえ、国の提唱しております消防の広域化の問題と合わせ、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

以上で、高月議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。高月議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） これまで原発財源を頼りとしたまちづくりを進めてきた中で、現在の伊方町は原発依存体質であるということは、否めませんが 1 号機の廃炉、2 号機の採算制の面で再稼働を検討中、3 号機は運転差止になるなど、先ほども申しましたとおり先行きは不透明な状況でございます。加えて高齢化が進み社会保障費も年々増加すると予測される中において、経常的な自主財源獲得対策をどのようにお考えになっておられるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議員、ご指摘のとおり長期的な将来に亘っては、大変厳しい事が予想されることだと思います。ただ、当面の間は、先輩方のご努力によりまして、基金等も積んでいただいておりますし、何とかやりくりできるのが、4、5 年、数年だというふうに思っておりますので、その間に積極的にこの地域は、一次産業、農業、水産業が基幹産業の地域でございますので、それをしっかり足腰を強くしていく、そしてそれに絡めて、観光、交流人口の増加、そういったものも目指して、少しでも自主財源を確保できるような体制に構築していかなければならない。非常に難しい問題でありますけれども、やらなければならない課題であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、再々質問ありませんか。

○議員（高月芳人） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月議員の大綱 1 を閉じます。高月議員、大綱 2 の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（山本吉昭） 高月議員

○議員（高月芳人） 現状、できる限りの対応はしていただいておりますが、緊急時の対応につきましては、1 分 1 秒が命取りになる場合もありますし、ことが起きてからでは遅いということも、今後状況は厳しくなる一方でございますので、将来的な計画をしっかりと捉えたうえで、またその地域の特性を理解したうえで、先手先手を打ちながら、この問題にはあたっていただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の高月議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議員、ご指摘のとおり命は何ものにもかえられないというふうに思います。少しでも町民の皆さん方の期待に応えられるような、そういった体制を常に日々改善をはかりながらやっていくということも事務組合の中でも・・・踏まえた考えを常にもっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、再々質問ありませんか。

○議員（高月芳人） ありません。

○議長（山本吉昭） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。再開は、午後1時からといたします。

休憩 11時55分

再開 13時00分

報告第1号

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第1号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第1号 町長の専決処分事項報告についてご報告いたします。本件につきましては、車両損傷事故に関し和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成30年1月10日、午後1時30分頃伊方町三機の町道三机大江線において、地域環境対策作業員が除草作業中に小石を跳ね、走行中の車両に損傷を与えたものでございます。和解の損害賠償の額は、3万2,940円でございます。専決処分年月日は、平成30年1月29日でございます。道路作業中の安全については、日頃から指導を行っておりますが、より一層安全意識の徹底、注意喚起に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項ですが、質疑があれば受けたまわります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第1号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

議案第5号

○議長（山本吉昭） 日程第6「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 議案第5号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明をいたします。この条例改正については、人事交流等による職員派遣を行う場合の給与体系について整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、町職員を愛媛県東京事務所とか県外自治体には派遣する地域手当について人事院規則において追加規定するものであります。詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。1頁の8条の2で地域手当について規定いたします。地域手当は当該地域における民間の水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して町長が規則で定める地域に在勤する職員に支給するものです。

第2項では地域手当の月額について規定いたします。給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に、次の第1号、1級地から第7号、7級地まで、それぞれ100分の20から100分の3の割合を乗じて得た額を規定いたします。また、1頁の第2条、給料の規定、第17条、勤務1時間当たりの給与額の算出の規定、2頁の第19条、期末手当の規定の第4項及び第5項、第19条の4、勤勉手当の規定の第2項第1号及び3頁の第3項、第21条、退職者の給与の規定の第2項及び第3項並びに第4項において、地域手当や地域手当に関する語句等を追加規定するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第5号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号

○議長（山本吉昭） 日程第7「伊方町使用済燃料税条例の一部を改正する条例制定について」議案第6号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第6号 伊方町使用済核燃料税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、昨年9月の定例会でご承認いただきました、伊方町使用済核燃料税条例制定につ

きまして、昨年 12 月 26 日に法定外普通税「使用済核燃料税」の新設について、総務大臣の同意を得ましたので、平成 30 年度を初年度として賦課するために本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いします。

初年度における賦課期日及び納期限を変更するために、附則第 1 項の次に 2 項を加えるものでございます。第 2 項は、初年度の賦課期日の変更について定めるものでございます。平成 30 年度の賦課期日について、第 6 条中「当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日」を「平成 30 年 4 月 1 日」とするものでございます。第 3 項は、初年度の納期限の変更について定めるものでございます。平成 30 年度における使用済核燃料税の納期限は、第 8 条第 1 項中「4 月 30 日」を「6 月 30 日」とするものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号「伊方町使用済燃料税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 7 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 7 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 7 号 伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

今回の改正は、これまで、国民健康保険の住所地特例者が 75 歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合は、住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期広域連合が保険者となっていたものを国保の特例を引き継ぎ、前住所地の後期広域連合の被保険者となる旨の改正であります。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。第 3 条の保険料を徴収すべき被保険者についての規定でございます

が、住所地特例の変更に伴う規定の整備でございます。次に、2 頁の附則についてでございますが、第 2 条の、平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を削り、第 3 条の延滞金の割合の特例を第 2 条に繰り上げするものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 7 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号「伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 号

○議長（山本吉昭） 日程第 9「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 8 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 8 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、伊方町第 7 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定による、介護保険料の改定のための改正内容となっております。

改正内容を新旧対照表にてご説明いたしますので、別添の新旧対照表をお願いいたします。条例第 4 条に介護保険料率を定めておりますが、まず、平成 27 年度から平成 29 年度までを平成 30 年度から平成 32 年度までに改め、第 7 期計画期間中の保険料額を定めるものであります。

次に、保険料の額につきましては、(1) 第 1 段階から (9) の第 9 段階までの 9 段階で定めておりますが、基準となる階層は第 5 段階となっております。改正前の年間 48,000 円、月額 4,000 円を、年間 60,000 円、月額 5,000 円に引き上げるものでございます。

次に、第 2 項の改正は、平成 27 年度から導入されております、低所得者に対する介護保険料の軽減強化策に伴う規定であります。平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 段階の保険料について、第 1 項で、基準額の 50%となる 30,000 円と定めたものを更に 5%引き下げて、年間 27,000 円とし、負担軽減策を講じるものでございます。

次に、第 17 条の改正は、第 1 号被保険者に係る規定について、第 1 号の文言を削除することとで、適用範囲を拡大する改正内容となっております。

以上、改正内容でございますが、この条例の施行日は、附則第 1 条にて、平成 30 年 4 月 1

日から施行することとしており、経過措置として、附則第 2 条で平成 29 年度以前の保険料については、従前の例によると定めております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 参考までにお伺いしたいんですけども、他のいろんな関連団体も関係すると思いますので、すごく簡単なことかもしれないけどお伺いします。2 項のところの平成 32 年度までという表現がございますけれども、昨今のマスコミ等、常識的には平成 32 年は存在しないわけがございますけれども、この条例につきまして、今後の参考にもなりますので、どのような国の指導とかそういったものがあるのかどうか。また、独自の解釈なのか、参考までにお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） ご質問は陛下の退位によって元号が変わるということをご質問だと思います。そのようなかたちで進んでおりますが、新しい元号等の公表等もされておられませんし、具体的にはまだ未決定のところもございますので、今のところ国からの指示はございません。ということで、この平成がこのまま続いてという想定として平成 32 年度という表現にさせていただきます。当然、元号が変わりましたら、その際に呼び掛けが出てくるものと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。末光議員

○議員（末光勝幸） 例えば、西暦表現とかも可能なことであると思っておりますので、例えば、追加表示でとか・・西暦表現とかそういったこともあれば若干解釈がしやすいのかなという参考までに申し上げたいと思います。以上です。答弁はなければいいです。

○議長（山本吉昭） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 9 号

○議長（山本吉昭） 日程第 10 「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 9 号を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第9号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、介護保険法に基づく、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容でございますが、地域包括ケア強化法による共生型地域密着型サービスの仕組みが導入されたことや介護医療院が創設されたことに関する基準の追加のほか、国の基準改正に伴って所要の改正を行うもので、改正後の条例は、平成30年4月1日から施行することといたしております。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

なお、説明箇所につきましては、条例を構成する大きな事業区分ごとに、町内での影響が生じる点について説明をさせていただきますので、法令の条項の変更や文言の整理のための改正点、さらに軽微な改正箇所については、説明を省略させていただきます。

資料7頁、第59条の9をお願いいたします。指定地域密着型通所介護に関する改正箇所がありますが、この事業はデイサービスの事業でありまして、現在のところ町内4か所のデイサービスセンターは地域密着型ではありませんので、この条例の適用は受けておりませんが、将来、利用者の少ない事業所等がこの地域密着型へ移行することが予測されます。その際には、この条例に定める基準が適用されることとなりますが、現時点では影響はありません。

次に17頁をお願いいたします。第110条からは、認知症対応型共同生活介護ですが、この事業は、認知症グループホームの事業でありますので、現在2か所、そして4月以降は町内3か所のグループホームが該当することとなります。なお、今回の改正により大きく影響が生じる事項等はありませんが、18頁をお願いいたします。資料の中ほど、第117条に第7項を追加いたします。第7項の内容は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。という規定が追加され、第1号から第3号までの点について、新たな取り組みが求められることとなります。

以上が、町内事業者において現時点で影響が生じる箇所となりますが、今後、新たに事業実施の申請があった際に、その適否を判断するための基準として、あらかじめ条例で定めるものであります。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 10 号

○議長(山本吉昭) 日程第 11「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 10 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂本明仁) 議長

○議長(山本吉昭) 保健福祉課長

○保健福祉課長(坂本明仁) 議案第 10 号 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由を、ご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、国の基準等の改正に伴い、町条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

なお、この条例は「指定地域密着型介護予防サービス」の事業に係る基準を定めたものですが、現在、伊方町内には、この条例の適用を受ける指定地域密着型介護予防サービスを提供する事業所はございませんので、この条例改正により直ちに影響が生じることはありませんが、将来の指定申請に備え基準等を定めるものでございます。

なお、改正内容は、先ほどの条例と同様に、国の基準改正に伴い、身体的拘束等の適正化のための指針の追加や介護医療院の追加、条項の変更などになっておりますので、詳細説明は省略させていただきます。

最後に、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(山本吉昭) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号

○議長（山本吉昭） 日程第 12「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 11 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 11 号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、国の基準等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

なお、この条例は「指定介護予防支援等の事業」に係る基準を定めたものであり、町内では、地域包括支援センターがこの業務を行っております。

改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、第 3 条第 4 項中、介護保険施設の後ろに。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を追加いたしますが、これは、指定介護予防支援事業の実施、いわゆる介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、高齢者や障害者等が共に利用できる「共生型サービス」が創設されたことに伴い、障害者の相談支援を行う事業者との連携を行うための改正でございます。

次に、4 頁の中ほどをご覧ください。第 32 条に第 15 号として、担当職員は、から始まり、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。との、追加条項となっておりますが、これは、介護予防のための効果的な支援の方法等についての具体例が追加されたものであります。

次の 5 頁の第 23 号につきましても、同様に追加となっております。

最後に、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

○議長（山本吉昭） 日程第 13「伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 12 号 伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、平成 30 年 3 月 31 日付けをもって、加周保育所を廃止するための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にてご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。保育所条例第 2 条関係、別表に掲げております「加周保育所」の項を削除することにより、廃止とするものでございます。

なお、この条例は、附則にて、平成 30 年 4 月 1 日から施行するといたしております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうへ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 参考資料の改正後の九町保育所の定員、改正前と同じで加周保育所が何名か九町に行くと思うんですけど、いらないと判断したか知りませんが、30 名で変わらないでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 現在の措置人員と今後の見通しも含めてですね、30 人の定員で対応できると判断させていただいております。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号「伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（山本吉昭） 日程第14「伊方町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について」議案第13号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第13号 伊方町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、子ども医療費助成条例、ひとり親家庭医療費助成条例及び重度心身障害者医療費助成条例についてその一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表にてご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

まず、第1条は、子ども医療費助成条例の改正でございます。条例第2条中、「市町村が行う国民健康保険の被保険者とされたもの」と「町が行う国民健康保険の被保険者とされたもの」と規定しております2箇所について「市町村の区域内に住所を有するとみなされた者」と「市町村の区域内に住所を有するとみなされた者」に改め、これまで、国民健康保険の被保険者とされていたかどうかによって判断されていたものが、住所を有するとみなされた者かどうかによって、判断する改正内容となっております。

これは、国民健康保険事業の保険者が、各市町村から県に替わることに伴い改正を要するもので、次の第2条及び第3条にも共通する内容となっております。

次に、第2条は、ひとり親家庭医療費助成条例の改正であります。先ほど説明した改正内容に加えて、新たに後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者として適用された者、の規定を新たに追加いたしております。

2頁をお願いいたします。第3条は、重度心身障害者医療費助成条例の改正となっており、住所を有するとみなされた者の規定に加えて、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の次に、第55条の2を加える改正内容となっております。

なお、この条例は、附則にて、平成30年4月1日から施行するといたしております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第13号「伊方町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について」

は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号

○議長（山本吉昭） 日程第 15 「伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」議案第 14 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 14 号 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、介護保険法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、県から市町村に移譲されることになっておりますことから、今回、新たに条例制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきますので、1 頁をご覧ください。第 1 章は、総則として、第 1 条に条例の趣旨を規定しております。第 2 章、第 2 条には、法律第 79 条第 2 項第 1 号の定めにより、町長が条例で定める者を「法人」と定めることとしておりますが、これは、法律の規定で、「市町村長が条例で定める者でないときは指定をしてはならない」という規定がありますので、今回、条例で「法人」と定めることによって、法人以外の者は指定を受けることが出来なくなります。第 3 章は、事業の基本方針を、第 3 条第 1 項から第 4 項までに定めております。2 頁をお願いいたします。第 4 章は、事業の人員に関する基準として、第 4 条に従業者の員数の基準を、第 5 条に管理者について定めております。3 頁をお願いいたします。第 5 章は、事業の運営に関する基準として、第 6 条から 15 頁の第 31 条までに定めております。

特に、6 頁の第 15 条では、指定居宅介護支援の具体的取扱方針として、第 1 号から第 30 号まで詳細に定めております。

最後に、16 頁の第 6 章は、第 32 条に基準該当居宅介護支援に関する読み替え規定を定めております。

なお、この条例は、附則で平成 30 年 4 月 1 日から施行することといたしております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号

○議長（山本吉昭） 日程第 16「伊方町鳥津道路新設基金条例制定について」議案第 15 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 15 号 伊方町鳥津道路新設基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、鳥津道路新設事業の計画におきまして、道路新設に要する費用に原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の財源をもって、この費用に充てるため、本条例を制定するものです。

本条例は、第 1 条から第 7 条までの構成で、第 1 条は、設置。第 2 条は、積み立てで、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の財源をもって基金に積み立てる額としています。第 3 条で、管理。第 4 条は、運用益金の処理。第 5 条は、繰り替え運用の処理。第 6 条の処分で、第 1 条の目的を達成する財源に充てる場合に限り、処分することができるとしております。第 7 条は、委任であります。附則といたしまして、1 に、この条例は、公布の日から施行する。2 に、この条例は、基金設置の目的により処分した日に、この効力を失う。としております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号「伊方町鳥津道路新設基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は、午後 2 時からといたします。

休憩 13 : 43

再開 14 : 00

議案第16号

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第17「平成29年度伊方町一般会計補正予算（第5号）」議案第16号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第16号平成29年度伊方町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億3,335万9千円を追加し、総額を100億1,912万2千円とするものであります。

内容としましては、国の補正予算に係る事業や各事業費等の精算見込による減額を計上いたしております。

歳出の増額における、主なものといたしましては、3款民生費については、障害者自立支援給付費684万1千円を計上いたしております。

4款衛生費につきましては、診療所繰出金550万円、水道事業会計への補助金6,995万8千円を計上いたしております。

6款農林水産業費については、漁港海岸保全施設の長寿命化計画策定524万円を計上いたしております。

9款消防費については、原子力災害対策防護施設整備設計監理委託7千万円、原子力災害対策防護施設整備工事4億円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1款町税に、町民税3,452万円、固定資産税2,054万6千円を計上いたしております。

14款県支出金には、原子力災害対策施設等整備費補助4億5千万円を計上いたしております。次に、第2表繰越明許費については、7事業5億5,118万8千円を計上いたしております。

以上、平成29年度伊方町一般会計補正予算（第5号）の主な説明とさせていただきます。

尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。予算書の22頁をお開きください。

1款 議会費

1項 議会費（22頁） 質疑ありませんか。

2款 総務費

1項 総務管理費（22頁～25頁） 質疑ありませんか。

2項 徴税费（26頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費 (26 頁～27 頁) 質疑ありませんか。

4 項 選挙費 (27 頁) 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費 (27 頁) 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費 (28 頁) 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費 (28 頁～29 頁) 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 (30 頁) 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 (31 頁) 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 (31 頁～34 頁) 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 (34 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水道費 (34 頁～35 頁) 質疑ありませんか。

4 項 下水道費 (35 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農業水産業費

1 項 農業費 (35 頁～37 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (山本吉昭) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 予算的なものに云々というものじゃないんですが、鳥獣被害防止、いろんな事業組んでいるんですが、先般ちょっと東北だったと思うんですが、鉄柵とか今流行りのああいうのではなくて、ロボット・・・業界とタイアップして造った市町かどっか分かりませんがありまして、その効果があるといわゆるセンサーで猪の体温か何かが反応することによって、唸り声を上げる。それがだいたい、一キロ四方まで、一匹で影響があると、それでそのところの町村に 2 箇所試験的にやっているらしいんですけど、その影響が被害額が下がっておるというデータのものが先般でてたんですが、鉄柵とかいろんなものを試されて現状に至っておるんで、また視点を変えた防御柵も検討したらと思うんですけど、一度そういうのを調べてみる方向でお願いしたらと思います。

○議長 (山本吉昭) 答弁いいですか。はい。

○議員 (中村敏彦) 議長

○議長 (山本吉昭) 中村議員

○議員 (中村敏彦) 私も鳥獣のことでお伺いしたいんですが、猪だけだと思うんですけど、たぬきとかハクビシンとか、そういうものに対しても非常に農家の人は、困ってると思うんですが、そういうものについての補助といいますかそういう要望はきてないのか、そういう予定があるのかないのかお聞きしたいんですが。

○産業課長 (兵頭達也) 議長

○議長 (山本吉昭) 産業課長

○産業課長（兵頭達也） 有害鳥獣ということで、実際にタヌキやハクビシン等も駆除していただいておりますということで、そういう各支部・・それぞれの補助でありますとか・・をしている実態もございます。そのようなことから、来年度町の方から従来猪について1万円としておりますけれども、たぬき、ハクビシンそこらについてもですね、補助をだすような方向で予算も組んでいるところでございます。以上です。

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村敏彦） 来年度というのは、この4月からということでもいいんですか。

○産業課長（兵頭達也） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（兵頭達也） さようでございます。

○議員（中村敏彦） はい、結構です。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。

3項 水産業費（37頁～38頁） 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費（38頁） 質疑ありませんか。

8款 土木費

1項 土木管理費（38頁～39頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（39頁） 質疑ありませんか。

3項 港湾費（40頁） 質疑ありませんか。

4項 住宅費（40頁） 質疑ありませんか。

5項 公園費（40頁～41頁） 質疑ありませんか。

6項 公共下水道費（41頁） 質疑ありませんか。

9款 消防費

1項 消防費（41頁～42頁） 質疑ありませんか。

10款 教育費

1項 教育総務費（42頁～43頁） 質疑ありませんか。

2項 小学校費（43頁～44頁） 質疑ありませんか。

3項 中学校費（44頁～45頁） 質疑ありませんか。

4項 社会教育費（45頁～47頁） 質疑ありませんか。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 昨年というか、国体があるのでバレーの講習会とかそういうのも開いていただいたと思うんですけど、今後は減にするか、するおつもりはあるかどうか。教えてください。

○教育委員会事務局長（大野金能） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） 今後もですね、スポーツ振興を図るうえでやっぱり必要なことだと思っておりますので、30年度からも引き続きバレー教室を開催する予定にしております。

○議長（山本吉昭） よろしいですか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。

5 項 保健体育費（47 頁～48 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（48 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費（49 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。次いで、歳入に入ります。11 頁をお開きください。

1 款 町税

1 項 町民税（11 頁） 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税（11 頁） 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税（11 頁） 質疑ありませんか。

4 項 たばこ税（11 頁） 質疑ありませんか。

2 款 地方贈与税

1 項 地方揮発油譲与税（11 頁） 質疑ありませんか。

2 項 自動車重量譲与税（12 頁） 質疑ありませんか。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金（12 頁） 質疑ありませんか。

6 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金（12 頁） 質疑ありませんか。

7 款 自動車取得税交付金

1 項 自動車取得交付金（12 頁） 質疑ありませんか。

11 款 分担金及び負担金

1 項 分担金（12 頁） 質疑ありませんか。

2 項 負担金（13 頁） 質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

1 項 使用料（13 頁） 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金（13 頁～14 頁） 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金（14 頁～15 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（15 頁） 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

- 1 項 県負担金 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 県補助金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 委託金 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

- 1 項 財産運用収入 (18 頁) 質疑ありませんか。

16 款 寄附金

- 1 項 寄附金 (18 頁) 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

- 2 項 基金繰入金 (18 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

- 1 項 延滞金、加算金及び過料 (18 頁～19 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 町預金利子 (19 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 貸付金元利収入 (19 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 雑入 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債

- 1 項 町債 (21 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 次いで、表紙に帰って、「繰越明許費 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、7 頁にあります。

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」の質疑ありませんか。第 3 表は、8 頁にあります。

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号「平成 29 年度伊方町一般会計補正予算(第 5 号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第 17 号

○議長(山本吉昭) 日程第 18「平成 29 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」議案第 17 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長(中田克也) 議長

○議長(山本吉昭) 町民課長

○町民課長(中田克也) 議案第 17 号 平成 29 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,245万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ19億3,033万4千円。直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,735万9千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億7,353万1千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、11頁をお願いします。2款1項療養諸費でございますが、1目療養給付費の減額が主なもので、1億2,314万9千円の減額でございます。

12頁をお願いします。2項高額療養費でございますが、決算見込みにより、2,787万3千円の減額でございます。

13頁をお願いします。7款1項共同事業拠出金でございますが、共同事業を取りまとめております、国保連合会からの決定通知に基づき4,192万3千円の減額でございます。

14頁をお願いします。10款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度納付金の、実績に基づきます、国・県負担金の精算返納でございまして、1,698万8千円の増額でございます。

15頁をお願いします。2項、繰出金は、施設勘定繰出金として、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて、651万7千円の増額でございます。

次に歳入の主なものでございます。

7頁をお願いします。1款1項国民健康保険税でございますが、収納見込みによりまして、1,430万円を減額するものでございます。3款1項国庫負担金は、決算見込みにより6,238万2千円減額し、2項国庫補助金につきましては、今年度の交付見込み額に基づき、1,437万2千円を減額するものでございます。

8頁をお願いします。4款1項療養給付費交付金は、支払基金からの変更決定通知に基づき、268万1千円の減額でございます。6款1項県負担金、2項県補助金につきましては、今年度の交付見込み額に基づき、合計で1,251万7千円を減額するものでございます。7款共同事業交付金は、国保連合会からの決定通知に基づき、6,707万7千円の減額でございます。

9頁をお願いします。9款2項基金繰入金につきましては、歳出超過相当分、172万6千円を減額計上しています。

以上、事業勘定の主なものご説明でございます。

次に、直営診療施設勘定の九町診療所から、主なものにつきまして、ご説明いたします。31頁をお願いします。歳出でございますが、1款1項施設管理費につきましては、人件費等の減で、45万2千円の減額でございます。2款1項、医業費につきましては、決算見込みにより、259万円の減額としています。

これに対する歳入でございますが、29頁をお願いします。1款2項外来収入でございますが、決算見込みにより836万9千円の減額としています。5款2項事業勘定繰入金でございますが、特別調整交付金の交付見込みに基づき499万円の増額としています。

次に、瀬戸診療所でございますが、39 頁をお願いします。歳出でございますが、1 款 1 項施設管理費につきましては、賃金、修繕料、工事請負費等の減額により 1,053 万 6 千円の減額でございます。40 頁をお願いします。2 款 1 項医業費につきましては、決算見込みにより、951 万円の減額としています。

これに対する歳入でございますが、36 頁をお願いします。1 款診療収入につきましては、決算見込みにより、1 項入院収入は、34 万円の増額、2 項外来収入は、2,801 万 4 千円の減額としています。37 頁をお願いします。5 款 1 項他会計繰入金につきましては、740 万円の増額としています。2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、52 万 9 千円増額としています。

次に串診療所でございますが、46 頁をお願いします。歳出でございますが、1 款 1 項施設管理費につきましては、人件費の職員手当などの減により 329 万 8 千円の減額でございます。47 頁をお願いします。2 款 1 項医業費につきましては、決算見込みにより、36 万 5 千円の減額としています。

これに対する歳入でございますが、45 頁をお願いします。1 款 2 項外来収入につきましては、決算見込みにより 333 万 6 千円の減額としています。5 款 2 項事業勘定繰入金ですが、特別調整交付金の交付見込みに基づき、37 万 9 千円の減額としています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号「平成 29 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 18 号

○議長（山本吉昭） 日程第 19「平成 29 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 18 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（大野金能） 議長

○議長（山本吉昭） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） 議案第 18 号 平成 29 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ 115 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,116 万 4 千円とするものでございます。

最初に、歳出からご説明いたします。

6 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目給食費の主なもの致しまして 11 節需用費、賄材料費を 115 万 2 千円減額しております。

これは、計画給食数 117,923 食が学校行事及び台風、積雪等により 給食配給が中止となり実績見込みで 112,513 食となり、5,410 食減となったものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。5 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目給食費徴収金は、給食数の減に伴い 156 万 7 千円を 減額しております。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、台風等による給食中止に伴う材料費分と、検食材料・給食費徴収不足金を合わせて、21 万 5 千円を 計上しております。

3 款 1 項 1 目繰越金については、前年度繰越金として、18 万 5 千円を計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「平成 29 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長（山本吉昭） 日程第 20「平成 29 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 19 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 19 号 平成 29 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 111 万 9 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,742 万 9 千円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、6 頁をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人件費 7 万 4 千円の減額でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の賦課額の変更により 89 万 5 千円の減額でございます。4 款 1 項 1 目健康診査費は、実績見込みにより、15 万円の減額でございます。

次に歳入でございますが、5 頁をお願いします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、保険料の賦課額の変更によるもので、89 万 5 千円の減額でございます。2 款 1 項一般会計繰入金は、一般管理費、人件費分 7 万 4 千円の減額でございます。5 款 3 項受託事業収入は、歳出、健

康診査費分 15 万円の減額でございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号「平成 29 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（山本吉昭） 日程第 21 「平成 29 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 20 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第 20 号 平成 29 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における平成 29 年度の給付実績をもとに、今後の支出見込み額を精査し、必要となる予算といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、95 万円を追加し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 8,185 万 5 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、歳出からご説明いたしますので、予算書 8 頁をお願いいたします。

2 款・保険給付費でございますが、1 項介護サービス等諸費から 9 頁の 6 項・特定入所者介護サービス等費まで、介護保険給付費の支払い実績を基に決算見込み額を精査して補正計上してございます。

主なものといたしまして、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、400 万円の減額、5 目施設介護サービス給付費は、1,641 万 8 千円の増額、2 項 1 目介護予防サービス給付費は、1,615 万 1 千円を新たに計上いたしております。

次に、9 頁からの、5 款地域支援事業費につきましては、2 項 3 目権利擁護事業費では、人件費等の精算に伴い 368 万 5 千円を減額。次のページ、3 項 1 目、介護予防生活支援サービス事業費（第 1 号訪問、通所、支援）は、1,615 万 1 千円を減額いたしておりますが、これは、先の 2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費へと予算の組み替えを行っております。

次に、8 款 1 項 1 目予備費は、今回の補正に伴う財源調整といたしまして、685 万 4 千円を減額いたしております。

続いて歳入についてご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項1目、第1号被保険者に係る介護保険料でございますが、現年度分特別徴収保険料の調定減によりまして、613万9千円を減額。4款国庫支出金及び次の頁の5款支払基金交付金、並びに6款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金補助金等の見込み額を補正計上いたしております。

次に、8款1項一般会計繰入金につきましては、先ほどの負担金補助金等と同様に、介護給付費の決算見込み額から算出した一般会計負担分について、143万5千円を増額計上いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第20号「平成29年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（山本吉昭） 日程第22「平成29年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第2号）」議案第21号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第21号 平成29年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護サービス事業における平成29年度の事業実績をもとに、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、98万2千円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ1,564万1千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算書6頁をお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス事業費の事務費について、旅費やケアプラン作成委託料、コンピューターシステムリース料等の精算見込み額をもとに、98万2千円を減額するものでございます。

続いて、歳入ですが5頁をお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス収入及び1款2項1目介護予防ケアマネジメント費収入の補正は、いずれもケアマネジメント作成件数の減少による減額補正といたしております。

最後に、2款1項1目一般会計繰入金につきましては、事務費に対する繰入金、60万1千

円の減額であります。

以上、介護サービス特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第21号「平成29年度伊方町介護サービス特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第22号

○議長（山本吉昭） 日程第23「平成29年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）議案第22号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第22号 平成29年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,484万4千円とするものでございます。

まず歳出であります。6頁をお願いいたします。主なものとしまして、1款1項1目公共下水道管理費の19節負担金、補助及び交付金ですが、加入促進助成金の実績により148万5千円を減額補正いたしております。2款1項1目公共下水道建設費の15節工事請負費ですが公共枡設置工事实績により、70万9千円を減額しております。

続きまして歳入ですが、5頁をお願いいたします。1款1項1目公共下水道使用料に324万8千円を追加、3款1項1目一般会計繰入金から585万1千円を減額補正しております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成29年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

○議長（山本吉昭） 日程第 24「平成 29 年度伊方町小規模下水道事業特別会計（第 2 号）」議案第 23 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 23 号 平成 29 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 937 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,211 万円とするものでございます。

まず歳出であります。8 頁をお願いいたします。1 款 1 項 2 目小規模下水道建設費の 15 節工事請負費 は、今年度国庫補助事業の完了による事業費精算により 884 万 8 千円の減額補正でございます。3 款 1 項 1 目の基金積立金は佐田岬リゾート開発の協力金 2 件 20 万円を小規模下水道維持基金に積み立てるものであります。

続きまして歳入ですが、6 頁をお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 92 万 3 千円の減額、国庫補助事業費の減に伴い 7 款国庫支出金 950 万円、8 款町債 280 万円を減額。及び国庫補助金から県補助金への組替えにより 6 款県支出金を 419 万 1 千円の増額補正としてございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「平成 29 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（山本吉昭） 日程第 25「平成 29 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 24 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 24 号 平成 29 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、82 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、4,241 万 4 千円とするものでございます。

まず歳出であります。8頁をお願いいたします。2款1項1目建設改良費の15節工事請負費47万2千円の減額につきましては、今年度事業費の確定に伴う減額であります。

次に歳入ですが、6頁をお願いいたします。事業費の確定に伴い3款国庫支出金62万3千円、4款県支出金15万4千円を追加。5款一般会計繰入金を42万9千円、7款下水道事業債を100万円それぞれ減額してございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第24号「平成29年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第25号

○議長（山本吉昭） 日程第26「平成29年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）」議案第25号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業課長（兵頭達也） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（兵頭達也） 議案第25号平成29年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ1,072万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,654万9千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。5頁をお開き願います。1款1項1目売電収入1,071万7千円は、故障等停止実績による売電収入の減額であります。

2款1項1目雑入5千円は、原子力立地給付金の減であります。

次に、歳出をご説明いたします。6頁をお開き願います。1款1項1目風力発電施設管理費については、修繕に係る原材料費の他、実績の増減によるものでございます。

3款1項1目予備費の1,040万9千円の減につきましては、歳入補正額により減額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号「平成 29 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（山本吉昭） 日程第 27「平成 29 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」議案第 26 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（山本吉昭） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 26 号 平成 29 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして 6,371 万 2 千円を追加し、総額を 4 億 57 万 6 千円とするものです。

主に、第 1 項営業収益におきましては、553 万 1 千円を減額。これは、給水件数及び全体的な使用水量の減少により基本料金・超過料金が減額したことによるものです。第 2 項 営業外収益におきましては、6,925 万 3 千円を追加。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分（赤字補填分）として他会計補助金 7,000 万円を計上したことによるものです。

次に支出ですが水道事業費用を 991 万 2 千円減額し、総額を 3 億 5,086 万円とするものです。主に、第 1 項 営業費用におきまして、原水及び浄水費 514 万 5 千円の減額、配水及び給水費 529 万 1 千円を減額したことによるものです。

次の頁をお願いします。第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入におきまして、52 万 5 千円を減額し総額を 5 億 8,255 万円とするものです。

これは、第 3 項出資金に地方公営企業繰出基準の変更により繰出金を減額したことによるものです。

次に支出ですが、1 万 7 千円を追加しております。これは、第 1 項建設改良費第 2 項営業設備費において、実績見込みにより追加した事によるものであります。以下、予算に関する説明書 1 頁から 13 頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を、14 頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、平成 29 年度予定貸借対照表及び注記表を添付していますので、お目通してください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「平成 29 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号～議案第 38 号

○議長（山本吉昭） 日程第 28「平成 30 年度伊方町一般会計予算」議案第 27 号から、日程第 39「平成 30 年伊方町水道事業会計予算」議案第 38 号まで、予算関係 12 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括審議といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 27 号 平成 30 年度伊方町一般会計予算から議案第 38 号 平成 30 年度伊方町水道事業会計予算までの 12 議案の説明を申し上げます。

まず、平成 30 年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額 82 億 4,689 万 9 千円でございます。前年度対比 2.75%、2 億 2,063 万 8 千円の増額となっております。

歳出の、主なものといたしましては、1 款議会費については、議員報酬を含め 9,558 万 9 千円を計上いたしております。

2 款総務費については、三崎高校教育振興会への補助 920 万円、エネルギーモデル導入可能性調査・研究事業 5,081 万 3 千円、町民の足を確保するためのデマンド交通運行経費及び新システムへの更新 4,644 万 6 千円、ふるさとづくり自治活動推進補助金 3,766 万 1 千円など、総額 13 億 143 万 5 千円を計上いたしております。

3 款民生費については、子ども・子育て支援事業計画策定 199 万 8 千円、結婚祝い金支給事業 300 万円、第 1 子からの子育て応援券交付事業 200 万円、学童クラブの運営 1,296 万 8 千円、高齢者の生きがいづくりのための野菜苗の配布 455 万 8 千円、高齢者配食サービス事業 990 万円、高齢者の健康増進のための温泉優待事業 953 万 2 千円など、総額 17 億 3,471 万 7 千円を計上いたしております。

4 款衛生費については、救急医療対策の負担金 1,191 万 7 千円、基本健診のほか婦人集団検診等の経費 2,844 万 2 千円、中学生までの医療費無料化の助成 1,119 万 1 千円、塵芥収集車の更新事業 2,304 万 9 千円、ごみの収集、運搬及び焼却等の経費 1 億 2,202 万 3 千円、総額 7 億 3,981 万 5 千円を計上いたしております。

6 款農林水産業費については、有害鳥獣対策の各種事業補助 1,639 万 3 千円、労働力確保対策事業 670 万 5 千円、中山間地域等直接支払交付金 7,206 万 5 千円、農業水利施設に係る県事業負担金 7,080 万円、稚貝の放流事業 900 万円、新規漁業者支援及び定着支援に対する補助 902 万円、田之浦漁港けい船護岸及び防波堤改良事業 5,500 万円、鳥津漁港施設の機能保全事業 1,700 万円、海岸保全施設長寿命化計画策定 4,200 万円など、総額 6 億 4,236 万 8 千円を計上いたしております。

7 款商工費については、商工会への事業費補助 1,271 万円、きなはいや伊方まつり等のイベント経費 2,716 万 8 千円、佐田岬ワンダービューコンペティション実行委員会補助 724 万 5 千円、特産品開発促進協議会補助 630 万円、佐田岬灯台公園整備の工事費 3,922 万 6 千円、観光交流拠点施設の設計 1,771 万 2 千円、総額 2 億 5,509 万円を計上いたしております。

8 款土木費については、町道、公園等の地域環境対策作業経費 4,771 万円、町道奥石見線防護柵修繕、町道宇和海線カーブ改良などの道路新設改良事業 4 億 4,020 万 5 千円、県港湾事業負担金 3,226 万 7 千円、海岸堤防等老朽化対策緊急事業 4,000 万円、若者向け住宅建設計画書の作成 200 万円、公営住宅屋上防水改修 1,490 万円、空家再生等推進事業 3,000 万円など総額 10 億 1,364 万 5 千円を計上いたしております。

9 款消防費については、小型動力ポンプの整備 1,034 万 4 千円、八幡浜地区施設事務組合負担金 2 億 7,535 万 1 千円、災害時に備える備蓄品の購入 1,174 万 8 千円防災監視カメラ設備整備事業 5,184 万円、防災対策のための愛媛大学連携事業 300 万円など総額 4 億 4,673 万 9 千円を計上いたしております。

10 款教育費については、小・中学校の入学経費の助成 333 万円、三崎高校における公営塾の運営経費 1,328 万円、町内中学校卒業生、町外からの三崎高校入学者への支援 375 万円、スクールバスの運行経費 6,179 万 4 千円、町内全小中学校空調設備の整備 7,229 万 6 千円、伊方スポーツセンター設備機器の更新 7,790 万 8 千円、三崎総合体育館の改修 1 億 1,401 万 7 千円など 総額 9 億 9,270 万 7 千円を計上いたしております。

12 款公債費については、定期償還元金、利子あわせまして、総額 10 億 1,771 万 2 千円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1 款町税は、町民税、固定資産税及び使用済核燃料税など 29 億 2,888 万 6 千円を計上いたしております。

9 款地方交付税は、普通地方交付税、特別地方交付税あわせまして、総額 22 億 1,480 万 5 千円を計上いたしております。

13 款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金 1 億 6,171 万 2 千円、電源立地地域対策交付金 2 億 1,670 万円、原子力発電施設基盤整備支援交付金(廃炉分)2 億 1,110 万円など 総額 8 億 4,535 万 8 千円を計上いたしております。

14 款県支出金は、障害者自立支援給付費負担金 8,085 万 6 千円、中山間地域等直接支払交付金 5,404 万 8 千円。原子力発電施設基盤整備支援交付金(再稼働分)1 億 6,800 万円など総額 6 億 4,496 万 2 千円を計上いたしております。

17 款繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金 5 億 5,400 万円など 総額 7 億 3,856 万 8 千円を計上いたしております。

最後に 20 款町債は、合併特例県水利施設負担金債 4,070 万円、臨時財政対策債 1 億 6,000 万円など 総額 3 億 4,480 万円を計上いたしております。

以上、平成 30 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定は、保険給付費 12 億 1,425 万 1 千円、国民健康保険事業費納付金 3 億 9,586 万円など総額 17 億 45 万 9 千円を計上いたしております。

直営診療施設勘定は、3 診療所の運営費 5 億 1,489 万 3 千円を計上いたしております。

学校給食特別会計は、小・中学生の給食費に 3,164 万 1 千円を計上いたしております。

港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備工事に 6,640 万 2 千円など総額 6,902 万 2 千円を計上いたしております。

後期高齢者医療保険特別会計は、広域連合納付金 1 億 6,671 万 6 千円など総額 1 億 7,941 万 8 千円を計上いたしております。

介護保険特別会計は、保険給付費 11 億 5,614 万 7 千円など総額 12 億 6,400 万 9 千円を計上いたしております。

介護サービス特別会計は、介護予防サービス事業費として総額 1,792 万 6 千円を計上いたしております。

公共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費に 8,902 万 1 千円など総額 2 億 5,532 万 3 千円を計上いたしております。

小規模下水道事業特別会計は、小規模下水道費 2,587 万円など総額 6,453 万 1 千円を計上いたしております。

特定地域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽設置費 1,350 万 5 千円など総額 4,197 万 5 千円を計上いたしております。

風力発電事業特別会計は、風力発電施設管理費 2,410 万 8 千円など総額 6,073 万 1 千円を計上いたしております。

最後に、水道事業会計については、収益的支出 3 億 7,769 万 8 千円、資本的支出 2 億 3,464 万 7 千円を計上いたしております。

以上、一般会計、特別会計 10 会計及び企業会計を合わせまして 12 会計、予算総額 130 億 5,917 万 2 千円でございますが、前年度対比マイナス 3.75%、5 億 913 万 1 千円の減額となっております。

尚、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。只今説明のありました、平成 30 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、平成 30 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 12 議案を総務文教、産業建設、

生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、本定例会の会期中日程を、念のためお伝えしておきます。10日から12日は、休会。13日は、午前10時から各常任委員会合同によります平成30年度予算の審議を行います。14日は、休会。15日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。お疲れ様でした。

閉会 15時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員